

## 前橋市公共下水道取付管設置等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市公共下水道処理区域（下水道法「昭和33年4月24日法律第79号」第2条第8号の処理区域をいう。）における取付管（前橋市公共下水道条例「昭和37年12月20日条例第54号」（以下条例という。）第2条第2項に規定する取付管をいう。以下同じ。）の設置及び改造（以下「設置等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。ただし、公共下水道本管（以下「本管」という。）の設置工事に伴い設置する取付管及び、前橋市宅地開発指導要綱（平成16年11月30日前橋市告示第339号）第20条の規定によるものは、本要綱を適用しないものとする。

### (申し込み)

第2条 取付管の設置等をしようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申し込みをしなければならない。

2 前項による申し込みは、取付管設置等申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）によるものとし、別表1に掲げるもののほか必要な書類を添付しなければならない。

3 申込者以外のものが申し込みをする場合は、代理人を定めて取付管設置等申し込みにおける代理人届出書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

第3条 管理者は、前条の申込書が提出され、それを受理したときは、申込書に基づき取付管の設置等をしなければならない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (市街化区域及び富士見地区における取付管の設置)

第4条 市街化区域及び富士見地区（赤城大洞地区を除く。）における取付管の設置は、1箇所に連続した同一所有者の土地（以下「1区画の敷地」という。）に1箇所を原則とする。

2 地形、土地利用状況、排水系統又は排水量等により必要な場合は、排水面積（1区画の敷地面積）に応じて次の表のとおり増設することができる。

排水面積（1区画の敷地面積）	増設可能な取付管の数	増設できる取付管の大きさ	1区画の敷地における取付管の総数
500㎡以上1,000㎡未満	1箇所	内径150mm	2箇所
1,000㎡以上2,000㎡未満	2箇所	内径150mm	3箇所

以降敷地面積が1,000㎡増すごとに、内径150mmの取付管を1箇所増す。

3 前項の規定に満たない敷地において増設をする場合は、申込者が増設するものとし、その費用は申込者が負担する。

(市街化調整区域における取付管の設置)

第5条 市街化調整区域における取付管の設置は、地目上宅地（現況宅地を含む。以下「宅地」という。）である敷地において、1宅地に1箇所を原則とする。

- 2 地形、土地利用状況、排水系統又は排水量等により必要な場合は、増設することができる。
- 3 第1項の規定において、管理者が必要と認める場合は、宅地以外の敷地に取付管を設置することができる。

(大胡地区及び宮城地区における取付管の設置)

第6条 大胡地区及び宮城地区における取付管の設置は、1区画の敷地に1箇所を原則とする。

- 2 地形、土地利用状況、排水系統又は排水量等により必要な場合は、増設することができる。この場合において増設は申込者が行うものとし、その費用は申込者が負担する。ただし、建物の新築等により取付管を設置する場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書きによる場合は、排水設備工事に伴う排水設備工事確認申請書の提出に基づき、受益者負担金又は分担金を賦課する。

(赤城大洞地区における取付管の設置)

第7条 赤城大洞地区における取付管の設置は、1区画の敷地に1箇所を原則とする。

- 2 地形、土地利用状況、排水系統又は排水量等により必要な場合は、増設することができる。
- 3 新設、増設又は改造は申込者が行うものとし、その費用は申込者が負担する。

(管径)

第8条 取付管の管径は、本管に関連し、150mm又は100mmを原則とする。

- 2 前項の規定において、前橋市公共下水道条例第3条第4号又は第5号の規定による排水設備の管渠での下水の排除が困難な場合は、管径を増大することができ、その管径は200mmを原則とする。
- 3 前項の規定により管径200mmの取付管を設置した場合は、1箇所につき第1項の規定による取付管の2箇所分に換算し、第4条第2項の規定に反映させるものとする。
- 4 前項の規定は、市街化調整区域における分担金の賦課についても、適用できるものとする。

(構造)

第9条 取付管の構造は、前橋市水道局下水道工事標準仕様書によらなければならない。

(自費工事の施工)

第10条 第3条ただし書き、第4条第3項、第6条第2項、第7条第3項により、申込者が取付管の設置等をする場合の工事（以下「自費工事」という。）を施工するときは、

自費工事の着手前に工事着手届（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 自費工事は、前橋市建設工事入札参加資格審査要領第3条による建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格において、土木一式工事の認定を受けた者又は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ施工することができない。
- 3 自費工事に係る費用は、申込者の負担とする。

（自費工事の完了）

- 第11条 申込者は、自費工事が完了したときは、自費工事完了の日から5日以内（工事完了日を含む。）に工事完了届（様式第7号）を管理者に提出し、前橋市（以下「市」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査は市の検査員が行い、検査を完了したときは、検査調書（様式第8号）を作成し管理者へ提出する。
- 3 管理者は、検査調書が提出された場合、申請者に対しその検査結果を検査結果通知書（様式第9号）により通知する。

（取付管の寄附）

- 第12条 申込者は、自費工事により設置した取付管を市へ寄附することを原則とする。
- 2 市は、前項による寄附の申し込みがあった場合は、下水道施設の寄附に関する取扱要綱に基づき寄附を受け入れるものとする。

（補則）

- 第13条 この要綱の定めない事項については、そのつど管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

取付管設置等申込書の提出に係る添付書類

申込区分	添付書類
すべての申し込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図</li> <li>・取付管設置等箇所の登記簿謄本の写し</li> <li>・取付管設置等箇所の公図の写し (公図及び登記簿謄本の写しは、区画整理事業区域内を除く)</li> </ul>
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認済証又は開発行為許可通知書の写し</li> </ul>
大胡地区及び宮城地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認済証の写し</li> <li>・建築物に関する図面（階数、部屋割等の構造がわかるもの）</li> </ul>
区画整理事業区域内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮換地指定通知書(変更がある場合には仮換地変更通知書)又は仮換地証明書の写し</li> <li>・保留地を含む場合は保留地売買契約書の写し</li> </ul>
申込者以外が所有する私道に設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私道への取付管設置同意書（様式第3号）</li> </ul>
申込者以外が所有する土地に設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付管設置における同意書（様式第4号）</li> </ul>
受益者負担金又は分担金が未賦課の土地の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担金、分担金納付者申告書（様式第5号）</li> </ul>

課長		係長		係員	
----	--	----	--	----	--

**取付管設置等申込書**

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住所

氏名 印

電話

申込理由	ア. 家屋新築のため イ. 浄化槽切替のため ウ. 家屋増改築のため エ. その他 ( )				
設置等場所	町		地先		
設置箇所数	箇所	敷地面積	m <sup>2</sup>		
種 別	新設 (市費 箇所 自費 箇所)	増設 (市費 箇所 自費 箇所)	改造(自費 箇所)		
希望工期	年 月 日までに設置希望				
同時施工	上水道	有 無	ガス	有 無	
道路種別	市道	県道	国道	私道	
路 線 名					

<p><b>【添付書類】</b> 添付書類に○をつける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置図</li> <li>2 登記簿謄本の写し</li> <li>3 公図の写し</li> <li>4 建築確認済証の写し</li> <li>5 開発行為許可通知書の写し</li> <li>6 仮換地指定 (変更) 通知書の写し</li> <li>保留地証明等の写し</li> <li>7 代理人届出書(様式第2号)</li> <li>8 私道への取付管設置同意書 (様式第3号)</li> <li>9 取付管設置における同意書 (土地) (様式第4号)</li> <li>10 負担金・分担金納付者申告書 (様式第5号)</li> <li>11 その他</li> </ol>	<p><b>【取付位置図】</b></p>
--	-----------------------

代理人		連絡先	
-----	--	-----	--

【水道局記入欄】 ※記入しないでください。

	処理分区		前橋処理区	合・分
費用負担	市負担	使用者負担		
台帳番号		受益者負担金・分担金	賦課済・未賦課・猶予中	
本 管	φ	HP・VP・RP	H= m, L= m	車・片

※取付管設置希望工期より、2か月以上の余裕をみて申し込みをしてください。

様式第2号

取付管設置等申し込みにおける代理人届出書

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

下記の者を取付管設置等申し込みにおける代理人と定め届け出ます。

代 理 人	住 所	
	氏 名	
	連絡先	

様式第3号

私道への取付管設置同意書

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

次の土地(私道)に申込者( )が取付管を設置することについて同意します。

取付管設置場所

町 丁目 番 号  
番地

私道所有者

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

様式第4号

取付管設置における同意書

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住所  
土地所有者 氏名 印

私の所有する次の土地に申込者（ ）が取付管を設置することに  
ついて同意します。

取付管設置場所

町 丁目 番 号  
番地

受益者負担金、分担金納付者申告書

年 月 日

取付管の設置における申し込み（下水道接続申請）にあたり、受益者負担金、分担金の納付者を申告します。

取付管設置場所	前橋市	町	丁目	番	号
				番地	

取付管設置申込者（下水道接続申請者）

（申込者自署・押印）

住 所	
氏 名	印
連 絡 先	

受益者負担金、分担金納付者

（納付者自署・押印）

住 所	
氏 名	印
連 絡 先	

※申込者と納付者が同一者であっても、必ず両方に記入してください

様式第6号

工 事 着 手 届

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

次の工事に着手したいので届け出ます。

申込年月日及び 受付番号	年 月 日 No.
工事の場所	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事着手予定年月日	年 月 日
施工者名	住 所 氏 名 連絡先
現場監督又は 現場責任者氏名	
そ の 他	

様式第7号

## 工 事 完 了 届

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

次の工事が完了したので届け出ます。

申込年月日及び 受付番号	年 月 日 No.
工 事 の 場 所	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工事完了年月日	年 月 日
工 事 内 容	添付図書のとおり
添 付 図 書	取付管施工報告書、工事記録写真 その他( )
そ の 他	

様式第8号

決 裁	課 長
検 査 調 書	
申 込 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 No.
工 事 の 場 所	
施 工 者 名	
工 事 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
検 査 年 月 日	年 月 日
再 検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	
検 査 意 見	
<p>上記のとおり検査をしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>前橋市公営企業管理者 様</p> <p style="text-align: center;">検査員職氏名 印</p>	

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

前橋市公営企業管理者

下記の工事は、完了検査の結果、合格したので通知します。

申 込 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 No.
工 事 の 場 所	
施 工 者 名	
工 事 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
再 検 査 年 月 日	年 月 日
備 考	